

平成21年度 第1回 府中市景観審議会会議録

- 1 開催年月日 平成21年5月28日(木) 午前9時00分開会
午前11時30分閉会

2 出席者(五十音順)

- (1) 審議会委員
- | |
|------|
| 櫻庭伸 |
| 亀山章 |
| 杉山恵美 |
| 竹内章 |
| 田中友章 |
| 田村晴子 |
| 中根勝士 |
| 横山貫治 |

3 議事日程

- 日程第1 平成20年度第9回景観審議会の会議録の確認について
日程第2 府中市景観ガイドライン(緑化編)(案)について
日程第3 都営住宅南四丁目計画について
日程第3 その他

4 議事

- (1) 日程第1 平成20年度第9回景観審議会の会議録の確認について
【審議結果】 会議録の確認を行った。

- (2) 日程第2 府中市景観ガイドライン(緑化編)(案)について

ア 【審議結果】 継続審議とする。

イ 審議会意見

- (7) 表題について、今まで策定してきた景観ガイドラインとの整合性を
はかるため、景観ガイドライン(緑化編)という名称とする。
(1) ガイドラインの位置づけや目的について、考え方を示す必要がある。
(2) 対象の緑の領域について
a 屋上緑化については、方法によっては、公共空間から見えるもの
ではないため、景観という考え方から外れてしまうおそれがある。
b 今まで、景観審議会において、審議してきた案件は、敷地全体を
対象としてきた。
c 周りからの見え方により、捉え方に違いがあると考えられるが、
全ての敷地を対象としたほうがよい。

- (イ) 樹木等による木陰などで憩いの場所になっている場所もあるため、明るい・暗いなどの言葉の表現は注意して使う必要がある。
 - (ロ) 沿道緑化をした結果、車の見通しが悪くなっている例が見られることから、これを解決していく方策を考える必要がある。
 - (ハ) 管理等について
 - a 適正な剪定などを行わなければ、見通しが悪い場所になって危険な箇所となってしまうおそれがある。
 - b 民間や公共物の植栽管理等について検討する必要がある。
 - c 剪定方法と管理費について計画の段階で検討する必要がある。
 - (ニ) 緑の基本計画と整合性を図る必要がある。
 - (ホ) ガイドラインの構成項目4、5について、特に窓口等で事業者と協議する場面が多いと考えられる。ガイドラインに示す項目については、管理、メンテナンス、緑化の種類別のガイドラインや樹種等の選定についてよく検討されるべきである。
 - (ヘ) 樹種の選定については、地域によって選定するものが異なることが考えられるのであまり限定しないほうがよい。
 - (コ) 対象敷地については、公共の敷地・民地（建築物）・民地（耕作地等）の三つが考えられる。この三つのパターンを網羅するように内容を示す必要がある。
 - (セ) 開発事業などを行う場合は、対象の敷地のみにについて議論しがちだが、隣接地との関わりを考えていく必要がある。
 - (ソ) ノーカーボン対策という言葉は、わかりやすい言葉に変えたほうがよい。
 - (タ) ガイドラインの構成項目4緑化ガイドラインの構成については、項目ごとにガイドラインという表現は使わない。
- (3) 日程第3 都営住宅府中南四丁目計画について
- ア 【審議結果】 答申することとする。
- イ 審議会意見
- (7) 詳細について決まっていない部分が多く、変更図面に対応するパースが表現されていない。
 - (1) 計画変更が可能な時期ということを勘案すると計画初期段階であり、詳細が検討されていないことが考えられる。
 - (ロ) 公共施設の特性上、詳細が示される段階では変更ができなくなっている。
 - (2) 建物高さや形態について
 - a 多摩川沿川景観形成地区の隣接地である本地域において、考えるべきなのは、多摩川から見る眺望ではなく、多摩川を見る眺望を配慮して考えるべきである。
 - b スカイラインの調和についてどのように考えていくべきなのか考える必要がある。

- c 建物の高さについては、本来あるべき姿としての議論は、都市計画において位置づけるべきである。
 - d 前回示された計画よりもよくなった点としては、建物の高さを5mほど下げている点、見付面積が少なくなっている点は評価できる。
 - e 周辺の建築物の高さをみても、変更された後の計画は特に突出した高さではない。
- (4) 外構などについては図面等には示されていないが、一定の回答があり、対応をしていると評価できる。
- (5) 答申するにあたって
- a 詳細な図面が示されていないが、協議を継続して行うことを明記し、審議会では再審議は行わない。
 - b 答申を考慮して詳細については市の担当課と協議する。
 - c 今後の審議会において、事務局は経過を報告する。
- (4) 日程第4 その他について
- ア 「景観ガイドライン（屋外広告物編）について」は、平成21年4月1日から運用していることについて報告した。
 - イ 次回の開催日について日程調整を行った。

以上、会議の要旨を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

龜 山 章

委 員（饗庭委員）

饗 庭 伸